

# 福祉医療制度のお知らせ

1003500

問合せ 国保年金課医療年金係

☎内線 3133

## 子ども・障がい者・ひとり親家庭などの 医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します

対象	要件	申請に必要なもの
子ども	高校卒業（18歳になって最初の3月31日）まで	被保険者証
高 齢 重 度 心 身 障 が い 者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1（B中）	療育手帳
	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書
ひ と り 親 家 庭 な ど	下記のいずれかに該当し、18歳未満の子を扶養している人とその子（18歳になって最初の3月31日まで） ●配偶者と死別または離婚し、婚姻していない人 ●配偶者の生死が明らかでない人 ●配偶者から遺棄されている人 ●配偶者が海外にいて扶養を受けられない人 ●配偶者が精神や身体の障がいにより、長期にわたり労働能力を失っている人	●本市に本籍がない人は、戸籍全部事項証明書（謄本） ●転入者は、前住所地の所得証明書
	18歳になって最初の3月31日までの父母のない子	父母のない事実を明らかにする証明

※全ての申請で被保険者証が必要

※要件を満たさなくなった場合は資格喪失。喪失後に市が負担した医療費は返還していただきます

## 重度心身障がい者・高齢重度障がい者は、所得の確認が毎年必要となります

**対象外** 本人または住民票上同一世帯の配偶者・扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹）の対象所得が所得制限基準額を上回る場合は、助成対象となりません

**その他** 昨年度該当にならなかった人でも、世帯や所得の状況が変わり、基準額を下回った場合は申請できます。6月以降に手続きしてください

税法上の 扶養人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者	
	所得制限基準額	給与収入の目安額	所得制限基準額	給与所得の目安額
0人	3,604,000円	約5,180,000円	6,287,000円	約8,319,000円
1人	3,984,000円	約5,656,000円	6,536,000円	約8,586,000円
2人	4,364,000円	約6,132,000円	6,749,000円	約8,799,000円
3人	4,744,000円	約6,604,000円	6,962,000円	約9,012,000円

※対象所得は、給与・譲渡・不動産・雑所得（公的年金）などで、障害・遺族年金など非課税所得は対象外

※給与収入は、助成対象となる上限目安額です。給与以外の所得、所得控除により増減

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合あり

### 医療機関受診における注意点

- 健康保険の被保険者証と一緒に、福祉医療費受給資格者証を提示してください
- 健康保険の被保険者証と一緒に、福祉医療費受給資格者証を提示してください
- 他法律や制度により医療費助成を受けるときは、福祉医療以外の制度が優先されます
- 群馬子ども救急窓口 #8000（携帯電話対応）  
夜間や休日に子どもの病気への対処方法や応急処置など気軽に相談できる電話窓口を群馬県が開設しています。
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用  
新薬と同等の効能で安価です。医師や薬剤師に相談を。
- 限度額適用認定証の提示を  
医療費が高額になったとき、提示や電子資格確認をできないと、窓口で医療費を全額支払う場合があります。県外で受診したときや治療用器具を作ったときは、必ず領収書を保管し、後日、市で手続きを。自己負担した医療費を翌月以降に支給します。